

河川維持工事における状況把握員の配置に係わる試行について

令和3年1月25日

国土交通省関東地方整備局 江戸川河川事務所

江戸川河川事務所では、R3年度から実施する河川維持工事において、「災害時に河川状況把握を行う人材の育成及び確保のための取り組み」を以下のとおり試行します。

■試行の内容

これまで、資格等を持つ状況把握員2名1班で行っていた体制を、1名は資格等を持たない方を補助員(訓練生)として配置していただく。

ただし、補助員には、実際の出勤に備えて最低限の基礎的な知識を習得させるため、受注者は河川維持管理技術者による講習会を開催し、これを1回以上受講し、現地での訓練や実務を通して、今後の状況把握員になり得る、川を診られる人材の育成を推進するものです。

■対象工事

- ・R3・4中川河川維持工事(工期:令和3年4月1日～令和5年3月31日)
- ・R3・4中川下流河川維持工事(工期:令和3年4月1日～令和5年3月31日)

■これまで求めてきた状況把握員の資格等

下記の①、②、③、④のいずれかの要件を有する者であること

- ① 河川維持管理技術者又は河川点検士の資格を有する者。
- ② 1級土木施工管理技士の資格を有する者。
- ③ 2級土木施工管理技士の資格を有する者。
- ④ 発注者が上記③と同等以上であると認めた者。

※④でいう同等とは下記のとおりとする。

ア) 2級建設機械施工技士

イ) 2級造園管理技士

ウ) 2級土木施工管理技術検定試験の受験資格を満たし、うち河川工事に関する実務経験を1年以上有している者

エ) 地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合開発事務局開発建設部、都道府県または政令市が発注した河川の状況把握業務の経験を有している者。

■これまでの状況把握員の体制

有資格者2名 + 運転手(1班当たり)

■今回の試行による体制

有資格者1名 + 補助員(訓練生)1名(※) + 運転手(1班当たり)

※実務への配置前に、「河川維持管理技術者」による講習の受講を義務付け。

なお、講習会開催（講師依頼）の費用は官が負担する。

※補助員は、「普通作業員」扱いでの人件費計上とし、再委託も可能とする。

※補助員（訓練生）は、1年間の講習及び業務経験（1回以上）により、有資格者と同等の経験を有するものとする。

（状況把握員資格④発注者が同等以上であると認めた者エ）に該当

（参考）河川維持管理技術者について

<https://www.ree.or.jp/outline/>